

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	上尾中央医療専門学校
設置者名	学校法人康学舎

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	理学療法学科	夜・通信	720時間	240時間	
	作業療法学科	夜・通信	720時間	240時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	上尾中央医療専門学校
設置者名	学校法人康学舎

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	医師	2020年4月1日 ～ 2022年3月31日	学校運営全般
非常勤	税理士	2020年4月1日 ～ 2022年3月31日	財務・ コンプライアンス
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上尾中央医療専門学校
設置者名	学校法人康学舎

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>学則第22条に定める教育課程表に基づき、全科目において授業計画書(シラバス)を作成している。授業計画書(シラバス)は授業計画書(シラバス)作成ガイドラインに則り、作成・確認・公表を行っている。</p> <p>前期のシラバスについては前年度の1月中を目途に科目担当者が作成し、2月を確認月とし各学科にて確認・検討を経て、3月中に確定する。学生への配布は前期各科目の開始日に行い、前期分のシラバスは4月1日に本校ホームページに公表する。</p> <p>後期のシラバスについては同年度の7月中を目途に科目担当者が作成し、8月を確認月とし各学科にて確認・検討を経て、後期開始前に確定する。学生への配布は後期各科目の開始日に行い、後期分のシラバスは10月1日に本校ホームページに公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>各科目における学習評価及び単位認定について、学則第24条(学習評価)、第25条(単位認定)、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」(7. 学習評価)に基づき評価を行っている。</p> <p>なお、学則および学則施行細則は、学生便覧にて年度初めにあらかじめ学生に配布し説明している。</p> <p>1. 出席日数の管理と受験資格</p> <p>試験は、科目ごとに所定履修時間の3分の2以上出席していなければ受験することができない。臨床実習においては、10分の9以上を出席していることが単位認定の条件である。</p> <p>2. 試験方法</p> <p>試験の方法は、筆記、口頭、提出課題、実技等がある。実施にあたっては、数種類の試験の方法を併用することがある。</p>	

3. 学習評価

- 1) 各授業科目の学習評価は、科目試験及び追試験等の成績にて行うが、平常の学習態度及び出席状況等を考慮し行うこともある。
- 2) 臨床実習の学習評価は、プレテスト、実習指導者による実習施設での評価、学内のセミナーを考慮し、担当教員が総合して行う。
- 3) 学習評価は、試験結果により A : 80%以上、B : 70%以上80%未満、C : 60%以上70%未満、F : 60%未満の基準に基づいて行う。
- 4) 学習評価は A・B・C (60%以上) を合格とし、F (60%未満) を不合格とする。

4. 単位認定

単位は、各授業科目を履修し、学習評価で合格した者に認定する。

各科目の成績評価については、成績評価の方法を各授業計画書(シラバス)に具体的に記載し、授業開始日に配布し学生に説明している。また成績評価の基準については、すべての授業科目で同一の基準であるため、学生便覧にて年度初めに上記の基準を示している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学則第24条(学習評価)、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」(7. 学習評価)に基づき評価を行っている。

学則第24条(学習評価)

1. 学習の評価は、科目試験及び追試験、実習施設での評価、出席状況等により行う。
2. 科目試験の方法には、筆記、口頭、レポート、実技等があり、実施にあたっては数種類の方法を併用することがある。
3. 学習評価の基準については細則にて別に定める。

1. 学習評価

- 1) 各授業科目の学習評価は、科目試験及び追試験等の成績にて行うが、平常の学習態度及び出席状況等を考慮し行うこともある。
- 2) 臨床実習の学習評価は、プレテスト、実習指導者による実習施設での評価、学内のセミナーを考慮し、担当教員が総合して行う。
- 3) 学習評価は、試験結果により A : 80%以上、B : 70%以上80%未満、C : 60%以上70%未満、F : 60%未満の基準に基づいて行う。
- 4) 学習評価は A・B・C (60%以上) を合格とし、F (60%未満) を不合格とする。

2. 成績評価指標の公表について

成績評価の指標については、学生便覧及び学校ホームページに公表している。

3. 成績の分布状況の把握

単位認定試験得点に応じて5段階でグレード・ポイントを設定し、GPAを算出している。

1) GPAの算出方法

学則第24条（学習評価）、第25条（単位認定）、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（7. 学習評価）に基づき評価を行う。学習評価を行ったあと、以下の基準によりGPAを算出する。

2) 学習評価とGPA

- ① GPAは、学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したものである。前期及び年度ごとのGPAと入学時から通算の累積GPAの2つのGPAが算出される。
- ② 単位認定試験得点に応じて5段階でグレード・ポイントを設定する。
- ③ 各履修科目のグレード・ポイントに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものがGPAとなる。

[学習評価とグレード・ポイント]

合否区分	評価	評点	グレード・ポイント
合格	A	90%以上100%	4.0
		80%以上90%未満	3.0
	B	70%以上80%未満	2.0
	C	60%以上70%未満	1.0
不合格	F	60%未満	0.0

[算出式]

$4.0 \times A(90\%以上)の修得単位数 + 3.0 \times A(90\%未満)の修得単位数 + 2.0 \times Bの修得単位数 + 1.0 \times Cの修得単位数 / 総履修単位数$

3) GPAの活用方法

- ① 前期および後期の試験を実施した後、各学科学年別でGPA算出を行う。
- ② GPA算出を行ったら、各学科学年別で成績分布状況を把握する。
- ③ 各学科ならびに教育部で実施する振り返り時に、取り組みおよびその成果、また今後の対策を立案するために活用する。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

ディプロマポリシーを策定し、学生便覧及びホームページ等で公表している。
学則第27条（卒業）、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（14. 卒業の認定）に基づき評価を行っている。

ディプロマポリシー

上尾中央医療専門学校は、「未来が求める人」となる、理学療法士・作業療法士を育成することを目指している。療法士は専門的な知識・思考・技術を用いて治療するだけでなく、一人の人間として基本的態度を基盤とし、礼節と社会人基礎力を兼ね備えていることが求められる。そして、内省的な視野を持ち、問題解決ができる療法士を育成する。

その人財育成の為に、1年次より基礎から専門分野において情意・知識・技術を有

機能的かつ体系的に学習できるカリキュラム構築を行っている。予め各科目における到達目標と成績評価基準を定め、厳格に成績評価を行う。

下記の能力を身につけ、本校の学則に定められた教育課程のすべての単位を修得した者に対して卒業を認定し、専門士の称号を授与する。

1. 人としての基本的態度、医療人として命を尊び共感的態度を持ち、倫理に基づいた思考・活動能力。（「社会人・医療人としての精神」「人としての基本的態度」・「情意」）
2. どのような状況下でも自己を客観的に見つめ、内省する力。また、主体性や発信力など社会人基礎力を身につけ、自己の役割と責任が果たせる能力。（「メタ認知」「社会人基礎力」）
3. 療法士に必要な基本的な知識および技術を身につけ、保健・医療・福祉の関連性や連携を意識し、チームの一員として行動できる能力。（「社会人基礎力」「認知」「精神運動」「スキーマ」「質の高い治療」）
4. 自己理解を深め、興味関心や期待される役割を認識し、発展的に自己学習ならびに自己のキャリアを形成できる能力。（「メタ認知」「高度な自己学習能力」）
5. 社会の変化やニーズ、幅広い関心や問題意識を持ち、変化を前向きに受入れ柔軟な対応と問題解決ができる能力。（「時代に即応できる人財」）

学則第27条（卒業）

学校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業を認定する。

学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（14. 卒業の認定）

- （1）履修すべき全科目（実習を含む）の単位を認定された者は卒業の対象となる。
- （2）卒業の認定は、単位の履修状況、授業料等の納入状況を含めて卒業判定会議にて協議の上、学校長が決定する。
- （3）卒業を認定された者は、理学療法士及び作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php>（進級・卒業の認定要件）
<https://acmc.ac.jp/about/policy.php>（ディプロマポリシー）

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	上尾中央医療専門学校
設置者名	学校法人康学舎

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
収支計算書又は損益計算書	https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
財産目録	https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
事業報告書	https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
監事による監査報告（書）	https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門	理学療法学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3780 単位時間	1965 単位時間		1815 単位時間		
			3780 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		113人	0人	8人	38人	46人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>※様式第2号の3より再掲</p> <p>学則第22条に定める教育課程表に基づき、全科目において授業計画書（シラバス）を作成している。授業計画書（シラバス）は授業計画書（シラバス）作成ガイドラインに則り、作成・確認・公表を行っている。</p> <p>前期のシラバスについては前年度の1月中を目途に科目担当者が作成し、2月を確認月とし各学科にて確認・検討を経て、3月中に確定する。学生への配布は前期各科目の開始日に行い、前期分のシラバスは4月1日に本校ホームページに公表する。</p> <p>後期のシラバスについては同年度の7月中を目途に科目担当者が作成し、8月を確認月とし各学科にて確認・検討を経て、後期開始前に確定する。学生への配布は後期各科目の開始日に行い、後期分のシラバスは10月1日に本校ホームページに公表する。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>※様式第2号の3より再掲</p> <p>各科目における学習評価及び単位認定について、学則第24条（学習評価）、第25条（単位認定）、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」</p>

(7. 学習評価)に基づき評価を行っている。

なお、学則および学則施行細則は、学生便覧にて年度初めにあらかじめ学生に配布し説明している。

1. 出席日数の管理と受験資格

試験は、科目ごとに所定履修時間の3分の2以上出席していなければ受験することができない。臨床実習においては、10分の9以上を出席していることが単位認定の条件である。

2. 試験方法

試験の方法は、筆記、口頭、提出課題、実技等がある。実施にあたっては、数種類の試験の方法を併用することがある。

3. 学習評価

- 1) 各授業科目の学習評価は、科目試験及び追試験等の成績にて行うが、平常の学習態度及び出席状況等を考慮し行うこともある。
- 2) 臨床実習の学習評価は、プレテスト、実習指導者による実習施設での評価、学内のセミナーを考慮し、担当教員が総合して行う。
- 3) 学習評価は、試験結果によりA：80%以上、B：70%以上80%未満、C：60%以上70%未満、F：60%未満の基準に基づいて行う。
- 4) 学習評価はA・B・C（60%以上）を合格とし、F（60%未満）を不合格とする。

4. 単位認定

単位は、各授業科目を履修し、学習評価で合格した者に認定する。

各科目の成績評価については、成績評価の方法を各授業計画書（シラバス）に具体的に記載し、授業開始日に配布し学生に説明している。また成績評価の基準については、すべての授業科目で同一の基準であるため、学生便覧にて年度初めに上記の基準を示している。

卒業・進級の認定基準

(概要)

<卒業の認定基準> ※様式第2号の3より再掲

ディプロマポリシーを策定し、学生便覧及びホームページ等で公表している。

学則第27条（卒業）、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」

(14. 卒業の認定)に基づき評価を行っている。

ディプロマポリシー

上尾中央医療専門学校は、「未来が求める人」となる、理学療法士・作業療法士を育成することを目指している。療法士は専門的な知識・思考・技術を用いて治療するだけでなく、一人の人間として基本的態度を基盤とし、礼節と社会人基礎力を兼ね備えていることが求められる。そして、内省的な視野を持ち、問題解決ができる療法士を育成する。

その人財育成の為に、1年次より基礎から専門分野において情意・知識・技術を有機的かつ体系的に学習できるカリキュラム構築を行っている。予め各科目における到達目標と成績評価基準を定め、厳格に成績評価を行う。

下記の能力を身につけ、本校の学則に定められた教育課程のすべての単位を修得した者に対して卒業を認定し、専門士の称号を授与する。

1. 人としての基本的態度、医療人として命を尊び共感的態度を持ち、倫理に基づいた思考・活動能力。（「社会人・医療人としての精神」「人としての基本的態度」・「情意」）
2. どのような状況下でも自己を客観的に見つめ、内省する力。また、主体性や発信力など社会人基礎力を身につけ、自己の役割と責任が果たせる能力。（「メタ認知」「社会人基礎力」）
3. 療法士に必要な基本的な知識および技術を身につけ、保健・医療・福祉の関連性や連携を意識し、チームの一員として行動できる能力。（「社会人基礎力」「認知」「精神運動」「スキーマ」「質の高い治療」）
4. 自己理解を深め、興味関心や期待される役割を認識し、発展的に自己学習ならびに自己のキャリアを形成できる能力。（「メタ認知」「高度な自己学習能力」）
5. 社会の変化やニーズ、幅広い関心や問題意識を持ち、変化を前向きに受け入れ柔軟な対応と問題解決ができる能力。（「時代に即応できる人材」）

学則第27条（卒業）

学校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業を認定する。

学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（14. 卒業の認定）

- （1）履修すべき全科目（実習を含む）の単位を認定された者は卒業の対象となる。
- （2）卒業の認定は、単位の履修状況、授業料等の納入状況を含めて卒業判定会議にて協議の上、学校長が決定する。
- （3）卒業を認定された者は、理学療法士及び作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

<進級の認定基準>

学則第26条（進級）及び学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（11. 進級の認定）に基づき評価を行っている。この規程は学生便覧に明記されており、学年の開始時に学生へ説明するとともに、保護者会を通じて保護者（保証人）にも説明をしている。

学則第26条（進級）

学校長は、当該学年の課程を履修した者を進級させる。

学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（11. 進級の認定）

- （1）進級の認定は、学習評価及び出席状況等を含めて進級判定会議にて協議の上、学校長が決定する。
- （2）当該学年の全科目の単位を認定された者は、進級の対象となる。
- （3）各科目において単位不認定が1科目でもある者は、原則として進級を認めない。但し、単位不認定が講義科目で1～2科目ある者でも、次の事項に該当する場合は仮進級を認める場合がある。なお、単位不認定科目については、改めて履修するものとする。
 - ① 日常の学習活動が極めてまじめな者
 - ② 理学療法士・作業療法士になることに対して極めて意欲的である者
 - ③ 単位不認定科目以外の成績が極めて優秀な者
- （4）臨床実習及び実習単位のある科目については、再履修期間が確保できないことや短期間での技術履修が困難なことから仮進級の対象にはならない。

<p>(5) 各科目において単位不認定が3科目以上ある者、又は実習科目（臨床実習及び実習単位のある科目）の単位不認定がある者は、留年の対象となる。</p> <p>(6) 進級判定会議にて協議の結果、留年が決定した者については、各担任より本人及び保証人に通知し、保証人面談を行い留年の理由について説明する。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談体制は、担任に限らず学科教員全てに相談可としており、年度初めに周知するとともに普段から学生へ声をかけ、相談しやすい環境を整備している。 ・各学年において年2回必ず個別相談を実施しており、学習面や学校生活面等の確認と必要な対策を検討・実施している。 ・学習を計画し、実施から振り返りまでを定期的に行ったり、協働学習の基盤としたりする目的で、「学習班」を編成している。学習班は同じクラスの学生4～5名を1班とし、学習計画や実行状況の確認、朝や放課後の学習実施などに活用されている。 ・専任教員の科目を中心に形成的評価を実施し、学修状況の確認及び必要な対策を検討・実施している。 ・個別相談や形成的評価等で学修状況に課題のある学生に対して、把握した状況に応じ個別指導や補講を適宜実施している。 ・学修状況や学校生活に課題がある学生に関しては、状況に応じて保護者へ連絡し、家庭での状況確認及び今後の指導方針の共有など、家庭と学校の連携を図っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
41人 (100%)	0人 (%)	40人 (97.6%)	1人 (2.4%)
(主な就職、業界等) 病院、介護老人保健施設			
(就職指導内容) 就職指導者は「上尾中央医療専門学校 キャリア教育指針・方針」に則り、単に希望施設へ就職するだけでなく、生涯にわたり「いかに生き・働くか」について考え、自らの役割や価値、自分と役割との関係を見出し、自己のキャリア形成能力を養うことを目的としている。 具体的な指導内容は以下のとおり。 1 学年後期：自己理解プログラム①、キャリアとは何か 2 学年9月：若手理学療法士・作業療法士との交流（就職、実習の経験談） 〃 3月：自己理解プログラム②、履歴書作成 ：リハビリテーションチームとの交流（求められる人材） ：就職ガイダンス（面接試験のポイント、模擬面接、求人票の見方） ：病院、施設見学（就職希望先の絞り込み） 3 学年4月：求人説明会（関連病院、施設の求人情報） 以降随時：個別面談（就職希望の検討）、履歴書添削、面接指導 受験以降：試験内容及び結果報告、振り返り			

(主な学修成果 (資格・検定等)) 理学療法士国家試験受験資格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
116人	2人	1.7%
(中途退学の主な理由) 体調不良		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・本校の学則及びこれまでの退学者と理由について、入学前のオープンキャンパスや学校説明会等で本人及び保護者へ説明をしている。 ・各学科において、各学年で半期ごとに教育活動の振り返りを実施し、教育会議にて共有することで、クラスごとの課題点を全教員で把握し、教育活動を行っている。 ・年に2回学生の個別相談を実施するとともに、その記録は必要に応じて教員のみ閲覧可能としている。 ・学習面や体調面、学校生活の様子などについては、担任を中心に学生の動向を把握し、学生が学校生活を円滑に継続するために必要な情報は、定期的に学科会議等で共有し対応を検討している。 ・学生相談に関する規程を整備し、学生便覧にて全学生に周知している。また、必要に応じて専門相談員（臨床心理士）と連携し、必要な措置を講じている。 ・退学の意向があった場合は、必ず保護者（保証人）面談を実施し、学生・保証人・学校の三者で意向を確認するとともに、日本学生支援機構の奨学金を貸与している場合は、今後の対応についても伝えた上で各家庭での話し合いを経て決定している。 ・やむを得ず退学する場合においても、可能な限り次の進路や就職の糸口が見つかるよう支援している。 		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療	専門	作業療法学科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3855 単位時間	1965 単位時間		1890 単位時間		
			3855 単位時間				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人	99人	0人	8人	39人	47人		

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要)
※様式第2号の3より再掲
学則第22条に定める教育課程表に基づき、全科目において授業計画書(シラバス)を作成している。授業計画書(シラバス)は授業計画書(シラバス)作成ガイドライ

ンに則り、作成・確認・公表を行っている。

前期のシラバスについては前年度の1月中を目途に科目担当者が作成し、2月を確認月とし各学科にて確認・検討を経て、3月中に確定する。学生への配布は前期各科目の開始日に行い、前期分のシラバスは4月1日に本校ホームページに公表する。

後期のシラバスについては同年度の7月中を目途に科目担当者が作成し、8月を確認月とし各学科にて確認・検討を経て、後期開始前に確定する。学生への配布は後期各科目の開始日に行い、後期分のシラバスは10月1日に本校ホームページに公表する。

成績評価の基準・方法

(概要)

※様式第2号の3より再掲

各科目における学習評価及び単位認定について、学則第24条（学習評価）、第25条（単位認定）、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（7. 学習評価）に基づき評価を行っている。

なお、学則および学則施行細則は、学生便覧にて年度初めにあらかじめ学生に配布し説明している。

1. 出席日数の管理と受験資格

試験は、科目ごとに所定履修時間の3分の2以上出席していなければ受験することができない。臨床実習においては、10分の9以上を出席していることが単位認定の条件である。

2. 試験方法

試験の方法は、筆記、口頭、提出課題、実技等がある。実施にあたっては、数種類の試験の方法を併用することがある。

3. 学習評価

1) 各授業科目の学習評価は、科目試験及び追試験等の成績にて行うが、平常の学習態度及び出席状況等を考慮し行うこともある。

2) 臨床実習の学習評価は、プレテスト、実習指導者による実習施設での評価、学内のセミナーを考慮し、担当教員が総合して行う。

3) 学習評価は、試験結果によりA：80%以上、B：70%以上80%未満、C：60%以上70%未満、F：60%未満の基準に基づいて行う。

4) 学習評価はA・B・C（60%以上）を合格とし、F（60%未満）を不合格とする。

4. 単位認定

単位は、各授業科目を履修し、学習評価で合格した者に認定する。

各科目の成績評価については、成績評価の方法を各授業計画書（シラバス）に具体的に記載し、授業開始日に配布し学生に説明している。また成績評価の基準については、すべての授業科目で同一の基準であるため、学生便覧にて年度初めに上記の基準を示している。

卒業・進級の認定基準

(概要)

<卒業の認定基準> ※様式第2号の3より再掲

ディプロマポリシーを策定し、学生便覧及びホームページ等で公表している。

学則第27条（卒業）、学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（14. 卒業の認定）に基づき評価を行っている。

ディプロマポリシー

上尾中央医療専門学校は、「未来が求める人」となる、理学療法士・作業療法士を育成することを目指している。療法士は専門的な知識・思考・技術を用いて治療するだけでなく、一人の人間として基本的態度を基盤とし、礼節と社会人基礎力を兼ね備えていることが求められる。そして、内省的な視野を持ち、問題解決ができる療法士を育成する。

その人財育成の為に、1年次より基礎から専門分野において情意・知識・技術を有機的かつ体系的に学習できるカリキュラム構築を行っている。予め各科目における到達目標と成績評価基準を定め、厳格に成績評価を行う。

下記の能力を身につけ、本校の学則に定められた教育課程のすべての単位を修得した者に対して卒業を認定し、専門士の称号を授与する。

1. 人としての基本的態度、医療人として命を尊び共感的態度を持ち、倫理に基づいた思考・活動能力。（「社会人・医療人としての精神」「人としての基本的態度」・「情意」）
2. どのような状況下でも自己を客観的に見つめ、内省する力。また、主体性や発信力など社会人基礎力を身につけ、自己の役割と責任が果たせる能力。（「メタ認知」「社会人基礎力」）
3. 療法士に必要な基本的な知識および技術を身につけ、保健・医療・福祉の関連性や連携を意識し、チームの一員として行動できる能力。（「社会人基礎力」「認知」「精神運動」「スキーマ」「質の高い治療」）
4. 自己理解を深め、興味関心や期待される役割を認識し、発展的に自己学習ならびに自己のキャリアを形成できる能力。（「メタ認知」「高度な自己学習能力」）
5. 社会の変化やニーズ、幅広い関心や問題意識を持ち、変化を前向きに受け入れ柔軟な対応と問題解決ができる能力。（「時代に即応できる人財」）

学則第27条（卒業）

学校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業を認定する。

学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（14. 卒業の認定）

- （1）履修すべき全科目（実習を含む）の単位を認定された者は卒業の対象となる。
- （2）卒業の認定は、単位の履修状況、授業料等の納入状況を含めて卒業判定会議にて協議の上、学校長が決定する。
- （3）卒業を認定された者は、理学療法士及び作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

<進級の認定基準>

学則第26条（進級）及び学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」（11. 進級の認定）に基づき評価を行っている。この規程は学生便覧に明記されており、学年の開始時に学生へ説明するとともに、保護者会を通じて保護者（保証人）にも説明をしている。

学則第26条（進級）

学校長は、当該学年の課程を履修した者を進級させる。

<p>学則施行細則「教育課程及び履修方法等に関する規程」(11. 進級の認定)</p> <p>(1) 進級の認定は、学習評価及び出席状況等を含めて進級判定会議にて協議の上、学校長が決定する。</p> <p>(2) 当該学年の全科目の単位を認定された者は、進級の対象となる。</p> <p>(3) 各科目において単位不認定が1科目でもある者は、原則として進級を認めない。但し、単位不認定が講義科目で1～2科目ある者でも、次の事項に該当する場合は仮進級を認める場合がある。なお、単位不認定科目については、改めて履修するものとする。</p> <p>① 日常の学習活動が極めてまじめな者</p> <p>② 理学療法士・作業療法士になることに対して極めて意欲的である者</p> <p>③ 単位不認定科目以外の成績が極めて優秀な者</p> <p>(4) 臨床実習及び実習単位のある科目については、再履修期間が確保できないことや短期間での技術履修が困難なことから仮進級の対象にはならない。</p> <p>(5) 各科目において単位不認定が3科目以上ある者、又は実習科目(臨床実習及び実習単位のある科目)の単位不認定がある者は、留年の対象となる。</p> <p>(6) 進級判定会議にて協議の結果、留年が決定した者については、各担任より本人及び保証人に通知し、保証人面談を行い留年の理由について説明する。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談体制は、担任に限らず学科教員全てに相談可としており、年度初めに周知するとともに普段から学生へ声をかけ、相談しやすい環境を整備している。 ・各学年において年2回必ず個別相談を実施しており、学習面や学校生活面等の確認と必要な対策を検討・実施している。 ・学習を計画し、実施から振り返りまでを定期的に行ったり、協働学習の基盤としたりする目的で、「学習班」を編成している。学習班は同じクラスの学生4～5名を1班とし、学習計画や実行状況の確認、朝や放課後の学習実施などに活用されている。 ・専任教員の科目を中心に形成的評価を実施し、学修状況の確認及び必要な対策を検討・実施している。 ・個別相談や形成的評価等で学修状況に課題のある学生に対して、把握した状況に応じ個別指導や補講を適宜実施している。 ・学修状況や学校生活に課題がある学生に関しては、状況に応じて保護者へ連絡し、家庭での状況確認及び今後の指導方針の共有など、家庭と学校の連携を図っている。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
25人 (100%)	0人 (%)	25人 (100%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 病院、介護老人保健施設			
(就職指導内容) 就職指導者は「上尾中央医療専門学校 キャリア教育指針・方針」に則り、単に希望施設へ就職するだけでなく、生涯にわたり「いかに生き・働くか」について考え、			

自らの役割や価値、自分と役割との関係を見出し、自己のキャリア形成能力を養うことを目的としている。

具体的な指導内容は以下のとおり。

- 1 学年後期：自己理解プログラム①、キャリアとは何か
- 2 学年 9 月：若手理学療法士・作業療法士との交流（就職、実習の経験談）
 - 〃 3 月：自己理解プログラム②、履歴書作成
 - ：リハビリテーションチームとの交流（求められる人財）
 - ：就職ガイダンス（面接試験のポイント、模擬面接、求人票の見方）
 - ：病院、施設見学（就職希望先の絞り込み）
- 3 学年 4 月：求人説明会（関連病院、施設の求人情報）
 - 以降随時：個別面談（就職希望の検討）、履歴書添削、面接指導
 - 受験以降：試験内容及び結果報告、振り返り

（主な学修成果（資格・検定等））
作業療法士国家試験受験資格

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
96人	12人	12.5%
（中途退学の主な理由） 成績不振、体調不良等		
（中退防止・中退者支援のための取組） <ul style="list-style-type: none"> ・本校の学則及びこれまでの退学者と理由について、入学前のオープンキャンパスや学校説明会等で本人及び保護者へ説明をしている。 ・各学科において、各学年で半期ごとに教育活動の振り返りを実施し、教育会議にて共有することで、クラスごとの課題点を全教員で把握し、教育活動を行っている。 ・年に2回学生の個別相談を実施するとともに、その記録は必要に応じて教員のみ閲覧可能としている。 ・学習面や体調面、学校生活の様子などについては、担任を中心に学生の動向を把握し、学生が学校生活を円滑に継続するために必要な情報は、定期的に学科会議等で共有し対応を検討している。 ・学生相談に関する規程を整備し、学生便覧にて全学生に周知している。また、必要に応じて専門相談員（臨床心理士）と連携し、必要な措置を講じている。 ・退学の意向があった場合は、必ず保護者（保証人）面談を実施し、学生・保証人・学校の三者で意向を確認するとともに、日本学生支援機構の奨学金を貸与している場合は、今後の対応についても伝えた上で各家庭での話し合いを経て決定している。 ・やむを得ず退学する場合においても、可能な限り次の進路や就職の糸口が見つかるよう支援している。 		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理学療法学科	450,000 円	650,000 円	530,000 円	施設整備費、実験実習費
作業療法学科				
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等を規定期日までに納入できない学生については、規定期日前までに保証人による理由を添えて、「延納願」を提出する。 ・大規模災害時や家計急変時等により、授業料等を期日に支払いできない学生には、個別面談を行い日本学生支援機構の奨学金制度等を紹介する。また、「激甚災害や家計急変を証明する書類（罹災証明書や失業証明書等）」並びに「授業料等支払計画書」を提出し、運営会議で承認された場合は分割納入や延納を認めることがある。この場合は、分割納入額や延納期限は運営会議にて個別に判断する。 ・入学試験の成績優秀者における特待生、家族特待生、学業優秀賞、学校奨学金の各種制度を設けており、ホームページ (https://acmc.ac.jp/nyugaku/syogakukin.php) や学生募集要項に掲載している。 				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価は「上尾中央医療専門学校 学校評価実施規程」に則り実施する。 以下、学校関係者評価の委員会の構成及び運営について、規程の第15条～17条を抜粋。 (学校関係者評価) 第15条 学校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会 (以下「関係者委員会」という) に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。 (関係者委員会の構成) 第16条 関係者委員会は、次の掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。 (1) 企業等評価委員 専門分野における業界関係者 (就職先企業、施設等実習先、分野別の業界団体等) : 同一の専攻分野と認められる学科ごと1名以上 (2) 卒業生 : 1名以上 (3) 保護者または地域住民 : 1名以上 (4) 高校等評価委員 : 高等学校等の校長、進路指導担当者等 : 1名以上 (5) 専門家等評価委員 : 以下①～③のいずれかに当てはまる者 : 1名以上 ①学校運営に関する専門家 (学校マネジメント、財務等の専門家)

②地域の地方公共団体等の関係者（専修学校主管部局・教育委員会・その他関係部局等）

③当該分野における評価の専門家（第三者評価機関の評価者等）

2. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（関係者委員会の運営）

第17条 関係者委員会に委員長を置く。

2. 関係者委員会は、学校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3. 学校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4. 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

5. 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に原則3回以上開催しなければならない。

また、評価項目に関しては、特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構作成の文部科学省ガイドラインに準拠した評価項目（10基準37項目）に基づき自己評価を実施しており、学校関係者評価では、そのうち重点目標に対応した項目に対して評価を実施している。評価項目は以下のとおり。

評価項目1 教育理念・目的・育成人材像

評価項目2 学校運営

評価項目3 教育活動

評価項目4 学修成果

評価項目5 学生支援

評価項目6 教育環境

評価項目7 学生の募集と受入れ

評価項目8 財務

評価項目9 法令等の遵守

評価項目10 社会貢献・地域貢献

評価結果は学校関係者評価委員長によって取りまとめられ、学内の学校評価委員会において意見に基づいた検討がなされ、下半期または次年度以降の目標や事業計画に反映される。反映された内容の進捗状況は学校評価委員会にて定期的に確認している。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
メディカルトピア草加病院 リハビリテーション科 科長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	企業等評価委員
リハビリケア船橋 リハビリテーション科 科長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	企業等評価委員
上尾中央医科グループ協議会 人事部 次長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	企業等評価委員
卒業生 (作業療法学科 5期生)	2020年4月1日～ 2022年3月31日	卒業生
学生（作業療法学科 2年）保護者	2020年4月1日～ 2022年3月31日	保護者

元 本庄第一高等学校 進路指導主事	2020年4月1日～ 2022年3月31日	高校等評価委員
専門学校Y I Cグループ学院本部 理事・統括本部長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	専門家等評価委員
上尾市社会福祉協議会 地域福祉課長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	専門家等評価委員
上尾中央医科グループ協議会 リハビリテーション部 次長	2021年4月1日～ 2022年3月31日	企業等評価委員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 https://acmc.ac.jp/about/disclosure-daisan.php ・ 一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構 https://acmc.ac.jp/about/disclosure-kyouiku.php 		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://acmc.ac.jp/about/disclosure.php
--